

大洗町景観条例

目次

- 第1章 総則(第1条―第5条)
- 第2章 景観計画(第6条・第7条)
- 第3章 行為の規制(第8条―第15条)
- 第4章 景観重要建造物等(第16条―第18条)
- 第5章 景観審議会(第19条・第20条)
- 第6章 雑則(第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、大洗町（以下「町」という。）における良好な景観の形成を図り、将来に向けた魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(町の責務)

第3条 町は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を実施しなければならない。

2 町は、前項の施策の実施に当たって、町民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 町は、良好な景観の形成に対する町民及び事業者の理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第6条 町長は、良好な景観づくりを推進するため、法第8条第1項の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、町全域とする。

3 町長は、景観計画区域のうち、特に重点的に良好な景観の形成に関する施策を図る必要があると認める区域について、景観形成の重点地区（以下「景観形成重点地区」という。）に指定することができる。

4 町長は、景観形成重点地区を指定したときは、景観計画に当該地区に係る良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

（景観計画への適合）

第7条 景観計画区域内において、建築物の建築等又は工作物の建設等を行おうとする者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合するよう努めなければならない。

第3章 行為の規制

（行為の届出）

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定める届出書により行うものとする。

（届出を要する行為）

第9条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為として条例で定める行為は次のとおりとする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(4) その他町長が必要と認めるもの

（届出を要しない行為）

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、景観計画に定める区域の区分に応じ、別表に掲げる行為以外のものとする。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、景観計画に定める区域の区分に応じ、別表に掲げる行為（建築物又は工作物を対象とするものに限る。）とし、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合させるものとする。

（事前協議）

第12条 法第16条第1項又は第2項に規定する届出をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が法第8条第4項の規定に基づく景観計画に定める行為に適合するか否かについて、町長と協議することができる。

（助言又は指導）

第13条 町長は、必要があると認めるとき、事前協議をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告等に係る意見聴取)

第14条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令(以下「勧告等」という。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、大洗町景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第15条 町長は、次に掲げる者について、町規則で定めるところにより、その氏名等を公表することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者

(2) 正当な理由なく勧告等に従わない者

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、規則で定める。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第17条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、規則で定める。

(景観重要建造物等の管理等に対する支援)

第18条 町長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の管理又は良好な景観の保全に関する活動等について、必要な支援をすることができる。

第5章 景観審議会

(景観審議会)

第19条 景観づくりに関する事項を調査及び審議するため、大洗町景観審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査及び審議する。

(1) この条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) その他良好な景観づくりに関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第20条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例中第3章の規定は、施行日以後に着手する行為に係る届出等について適用し、同日前に着手する行為に係る届出等については、適用しない。

3 (抄)

別表(第10条, 第11条関係)

区分	対象となる行為
1 景観計画区域 (景観形成重点地区を除く。)	(1) 高さが10mを超え、又は、延床面積が500㎡(集合住宅は300㎡以上)を超える建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	(2) 高さ10m(よう壁にあつては5m)を超える工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	(3) 開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更で、行為を行う区域の面積が500㎡以上のもの
	(5) 木竹の伐採で、伐採する区域の面積が500㎡以上のもの
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が500㎡以上のもの
	(7) その他町長が必要と認めるもの
2 景観形成重点地区	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	(3) その他町長が必要と認めるもの